第三十三条第一項中「別記様式第三十に」を「別記様式第三十二に」に、「別記様式第三十一」を「別記様式第三十三」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「別記様式第二十九」を「別記様式第三十一」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条第一項中「(同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)」を削り、「別記様式第二十七」を「別記様式第二十九」に、「別記様式第二十八」を「別記様式第三十」に改め、同条第二項第二号中「第二十五条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改め、同条第三項中「第二十五条第二項から第六項まで」を「第二十八条第二項から第六項まで」に改め、同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とする。

第二十八条第一号中「以下」を「第三十三条第二号及び第三十六条第二項において」に改め、同条を第三十一条とし、第二十七条を第三十条とし、第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「別記様式第二十二」を「別記様式第二十四」に、「別記様式第二十三」を「別記様式第二十五」に改め、同条第三項中「別記様式第二十四」を「別記様式第二十六」に、「別記様式第二十五」を「別記様式第二十七」に改め、同条第五項中「別記様式第二十六」を「別記様式第二十八」に改め、同条第六項中「認定事業者」の下に「(法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二十八条とし、第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「別記様式第十五の報告書を」を「別記様式第十六の報告書に、当該契約の日において次の各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第十七による宣言書及び当該各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添えて、」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特定会社がその設立の日以後十年を経過していないこと。

二　常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

三　常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該特定会社が商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この限りでない。

第二十三条第二項中「前項に掲げる」を「前項の」に改め、同項第三号中「別記様式第十六」を「別記様式第十八」に改め、同条第三項中「別記様式第十七」を「別記様式第十九」に改め、同条第四項中「別記様式第十八」を「別記様式第二十」に改め、同条第六項中「別記様式第十九」を「別記様式第二十一」に改め、同条第七項第一号中「第二十一条第四項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第九項中「別記様式第二十一」を「別記様式第二十三」に改め、同条第二十四条とする。

第二十二条第一項中「別記様式第十二」を「別記様式第十三」に改め、同条第二項中「別記様式第十三」を「別記様式第十四」に改め、同条第三項中「別記様式第十四」を「別記様式第十五」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条第一項中「(法第十六条に規定する確認をいう。第二十三条第八項及び第九項を除き、以下同じ。)」を削り、「別記様式第七」を「別記様式第八」に改め、「(法第八条に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。)」を削り、同項第二号中「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）」を「基準事業年度」に、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同項第七号中「別記様式第八」を「別記様式第九」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「別記様式第九」を「別記様式第十」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別記様式第十」を「別記様式第十一」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「別記様式十一」を「別記様式第十二」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第二十四条とする。

第二十条第二号中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、「株式会社」の下に「(第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。)」を加え、同条第三号中「会社」の下に「のうち、次のいずれにも該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　その設立の日以後十年を経過していないこと。

ロ　確認（法第十六条の確認をいう。第二十六条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次条第一項第二号及び第三号において「基準事業年度」という。）における次条第一項の規定により提出された同項第二号の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、当該会社が当該申請の日の属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。

第二十条第七号中「第二十四条」を「第二十七条」に改め、同条第九号中「次条第八項」を「次条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「法第十六条の規定による」を削り、同条第十号を削り、同条を第二十三条とする。

第十九条第一項中「第三項、第五項及び第六項」を「以下この条」に、「別記様式第六」を「別記様式第七」に改め、同項第三号中「第十七条各号」を「第二十条各号」に改め、同条第五項第二号中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「次条」を「次条第五項」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「別記様式第五」を「別記様式第六」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条第一号中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同条第二号及び第三号中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第一項中「第三項、第五項及び第六項」を「以下この条」に、「別記様式第四」を「別記様式第五」に改め、同項第二号中「事業年度」の下に「(法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。)」を加え、同項第四号中「第十二条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「次条」を「次条第五項」に、「別記様式第三」を「別記様式第四」に改め、同条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条中「以下」を「次条第二項において」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第一号中「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（寄附を行う法人に対する利益供与の禁止）

第十三条　認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続）

第十四条　認定地方公共団体は、法人からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該法人に対し、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を別記様式第三により交付するものとする。

2　認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、速やかに当該事業の実施状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

第十一条を第十二条とする。

第十条第二号中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に、「施設の整備の事業期間」を「事業の期間」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第一条各号」を「第一条第一項各号又は同条第二項各号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同条を第九条とする。

第七条（見出しを含む。）中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条を第八条とする。